

商標登録に関するご案内



弁理士法人 M&Partners



商標出願、ブランド保護、外国出願、権利行使まで。

初めてのご相談にも、分かりやすく丁寧に対応しています。

商標実務で、はじめにご理解いただきたいこと

商標登録は、特許庁の審査を経て登録されます。そのため、希望する名称やロゴであっても、そのまま必ず登録を受けられるとは限りません。商標登録を受けるためには、以下の点に注意する必要があります。

識別力が必要です。

商品やサービスの内容をそのまま表す名称、品質・用途等を直接示す表現、ありふれた語のみからなる商標は、原則として登録が認められません。

商品・サービスに応じた区分の検討が必要です。

商標登録は、事業全体を1件で包括的に守るものではありません。どの商品・サービスに使用するのかに応じて、区分や指定商品等の内容を検討する必要があります。

会社名、商品名、ロゴ等は別に検討が必要な場合があります。

会社名、商品名、サービス名、ロゴ、図形などは、同じ事業の中でも、それぞれ別に検討した方がよい場合があります。

海外展開する場合には、別途外国出願が必要です。

日本で登録しただけでは、海外で当然に保護されるわけではありません。海外展開を予定している場合には、対象国ごとの検討が必要です。

当事務所の考え方

初めて商標出願を検討される方に対しては、登録の可否、識別力、区分、使用予定、将来の展開などについて、できるだけ平易かつ丁寧にご説明することを重視しています。また、必要に応じて、外国出願、海外ブランド保護、侵害警告、交渉、訴訟業務などにも対応しています。



主な取扱業務

商標調査

採択予定の名称やロゴについて、先行登録商標や類似の問題を調査し、登録可能性を検討します。

商標出願・中間対応

事業内容や使用予定に応じて、区分・指定商品・指定役務を検討し、出願します。拒絶理由通知に対しては、必要に応じて意見書・補正書で対応します。

ブランド保護

会社名、商品名、サービス名、ロゴなど、どの標識を優先して保護すべきかを整理します。

外国出願・権利行使

海外展開を視野に入れた商標保護、海外でのブランド問題、警告対応等にも対応します。

ご相談について

初めて商標を検討される場合には、名称やロゴの使用開始前にご相談いただく方が、選択肢が広がることが多くあります。

当事務所では、案件の内容を確認したうえで、必要な対応、想定される論点、進め方の概略をご案内します。

詳細は Web サイトをご覧ください

各サービスの詳細、事務所の考え方、解決事例等は、Web サイトに掲載しています。

個別案件については、事案の内容を確認のうえ、必要な進め方をご案内します。

弁理士法人 M&Partners

M&Partners IP, P.C.

<https://mpip.jp/jp/>